

答申第 807 号

諮問第 1324 号

件名：特定の高等学校野球部監督へのお問い合わせについて等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 2 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 8 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 10 月 3 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。
条例第 7 条 2 号、3 号イ、6 号に該当しない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 25 年度に特定の私立高等学校（以下「本件高校」という。）で発生した野球部体罰問題に関して、愛知県県民生活部学事振興課私学振興室（以下「私学振興室」という。）が本件高校に対し私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 6 条を根拠に報告書の提出を求め、本件高校から私学振興室に提出された報告書である。

ア 文書 1「特定の高等学校野球部監督へのお問い合わせについて（平成 26 年 2 月 27 日付け）」

当該文書は、本件高校の野球部体罰問題についての調査結果の報告書であり、関係者から聞き取った内容、被害生徒の保護者とのやりとり等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 2 欄に掲げる部分で

ある。

イ 文書 2「特定の高等学校野球部体罰問題のお問い合わせについて（平成 26 年 3 月 7 日付け）」

当該文書は、本件高校の野球部体罰問題についての調査結果の報告書であり、関係者から聞き取った内容、アンケート調査結果、部活動での指導状況、被害生徒の保護者とのやりとり等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 2 欄に掲げる部分である。

ウ 文書 3「特定の高等学校野球部体罰の疑いについて（平成 26 年 3 月 20 日付け）」

当該文書は、本件高校の野球部体罰問題に関する被害生徒の保護者からの申立てについての調査結果の報告書であり、当該申立ての内容、本件高校の体罰問題への取組、野球部の体制、関係者から聞き取った内容、アンケート調査結果、今後の対応等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 2 欄に掲げる部分である。

エ 文書 4「特定の高等学校野球部監督への疑いについて（平成 26 年 4 月 4 日付け）」

当該文書は、本件高校の野球部体罰問題に関する被害生徒の保護者からの申立てについての調査結果の報告書であり、当該申立ての内容、関係者から聞き取った内容、被害生徒の最近の状況、個人が保護者宛てに送信したメールの内容（以下「メールの内容」という。）等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 2 欄に掲げる部分である。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 本件行政文書のうち、今回不開示とした個人の氏名、印影、心身の状況、成績、財産の状況、職名及び年齢、学校法人名、メールの内容、当該生徒の学校生活の状況、個人の言動が分かる部分並びにその他個人を識別できる部分（以下「個人の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。このうち、その他個人を識別できる部分として不開示とした部分は、仮に開示すれば、当該部分に記載された個人の態様等によって、特定の個人を識別されるおそれがある。

よって、個人の氏名等は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

- イ 本件行政文書のうち、今回不開示とした部活動の状況（以下「部活動の状況」という。）には、個人の部活動の状況が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。
- ウ 本件行政文書のうち、今回不開示とした校長の所見及び監督の所見（以下「所見」という。）には、当該生徒及びその保護者に対する校長及び監督の考え等が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第7条第2号本文に該当する。
- エ 個人の氏名等、部活動の状況及び所見は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書イに該当しない。また、個人の氏名等、部活動の状況及び所見における個人は公務員ではないため、本号ただし書ハにも該当しない。さらに、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため本号ただし書ロには該当せず、本号ただし書ニにも該当しないことは明らかである。
- オ 以上のことから、個人の氏名等、部活動の状況及び所見は、条例第7条第2号に該当する。
- (3) 条例第7条第3号イ該当性について
- ア 本件行政文書のうち、今回不開示とした法人の印影（以下「法人の印影」という。）は、事業者が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、事業活動に関わりのない不特定多数の者に広く一般に公開しているものとは認められず、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがある。
- イ 本件行政文書のうち、今回不開示とした法人の取引状況について分かるもの（以下「法人の取引状況」という。）には、事業者の取引先、取引の内容等が記載されており、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがある。
- ウ 本件行政文書のうち、今回不開示とした法人等の言動が分かる部分（以下「法人等の言動」という。）及び所見には、本件高校の野球部体罰問題や当該生徒及びその保護者に対する事業者としての見解、対応等が記載されており、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害

するおそれがある。

エ 部活動の状況には、本件高校の部活動の体制、運営内容等が記載されており、公にすることにより、当該事業者の正当な利益を害するおそれがある。

オ 以上のことから、法人の印影、法人の取引状況、法人等の言動、部活動の状況及び所見は、条例第7条第3号イに該当する。

(4) 条例第7条第6号該当性について

個人の氏名等、法人の印影、法人の取引状況、法人等の言動、部活動の状況及び所見は、県が行う私立学校調査・指導事務に関して得た情報であって、公にすることが前提になれば、関係者が率直な意見を述べることを躊躇したり、報告書の作成者も開示されることを意識して、具体的な内容を記載しなくなるおそれがある。そうなれば、体罰等の発生の際における諸般の事情を客観的に把握することができなくなるおそれがあるなど、県が行う私立学校調査・指導事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成25年度に発生した体罰問題に関して本件高校から私学振興室に提出された報告書であり、その記載内容は、前記3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の2欄に掲げる部分のうち、個人の氏名等を条例第7条第2号及び第6号に、法人の印影、法人の取引状況及び法人等の言動を同条第3号イ及び第6号に、部活動の状況及び所見を同条第2号、第3号イ及び第6号に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの

を含む。以下同じ。)が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、個人の氏名等、部活動の状況及び所見が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第7条第2号本文該当性について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、個人の氏名等及び部活動の状況には、生徒、保護者その他関係者の言動や心情、被害生徒の保護者の要望に密接に関わる学校法人名、生徒の学校生活の状況等が詳細に記載されており、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

また、所見には、被害生徒及びその保護者に対する校長及び監督の考え等が詳細に記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、個人の氏名等、部活動の状況及び所見は、条例第7条第2号本文に該当する。

ウ 条例第7条第2号ただし書該当性について

個人の氏名等、部活動の状況及び所見は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、条例第7条第2号ただし書イに該当しない。また、個人の氏名等、部活動の状況及び所見における個人は公務員ではないため、同号ただし書ハにも該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、個人の氏名等、部活動の状況及び所見は、条例第7条第2号に該当する。

(4) 条例第7条第3号イ該当性について

ア 条例第7条第3号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録さ

れている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、法人の印影、法人の取引状況、法人等の言動、部活動の状況及び所見が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

イ 法人の印影について

法人その他の団体の印影は、法人その他の団体が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、これを公にした場合に、正当な利益を害するおそれがあるかどうかは、当該印影が使用されている状況から判断する必要がある。

当審査会において本件行政文書を見分したところ、法人の印影は、本件高校が県に提出した報告書に押印した本件高校の代表者のものであり、当該印影を学校経営上関わりのない不特定多数の者に対し広く一般に公開しているものとは認められない。

よって、そのような状況にあつて、当該印影を公にすることは、本件高校の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ウ 法人の取引状況について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、法人の取引状況には、本件高校の取引業者名、取引の内容等が記載されており、これを公にした場合、本件高校の取引先や取引状況等が明らかとなり、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

エ 法人等の言動及び所見について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、法人等の言動及び所見には、本件高校の体罰問題や被害生徒及びその保護者に対する本件高校その他の事業者としての見解、対応等が記載されており、公にすることにより、事業者の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

オ 部活動の状況について

当審査会において本件行政文書を見分したところ、部活動の状況には、本件高校の部活動の管理運営体制等が記載されており、競争上の地位に関わる情報に当たるため、公にすることにより、本件高校の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

カ 以上のことから、法人の印影、法人の取引状況、法人等の言動、部活動の状況及び所見は、条例第7条第3号イに該当する。

(5) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、個人の氏名等、法人の印影、法人の取引状況、法人等の言動、部活動の状況及び所見が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 個人の氏名等、法人の取引状況、法人等の言動、部活動の状況及び所見について

本件行政文書は、本件高校が体罰問題や被害生徒の保護者の申立てについて県に調査結果を報告した文書であり、当審査会において見分したところ、個人の氏名等、法人の取引状況、法人等の言動、部活動の状況及び所見は、被害生徒の保護者が主張する内容や本件高校が関係者から聞き取った内容等を踏まえつつ、本件高校の部活動等の状況も交えながら、本件高校としての見解や対応が詳細に記載されたものであると認められる。

こうした情報を公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇^{ちゆうちよ}したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなるおそれがあるなど、非違行為等の発生の際における諸般の事情を客観的かつ正確に把握することが困難になるおそれがあると認められる。

したがって、当該情報を公にすることにより、県が行う私立学校に関する事務に関し、適正な調査又は指導に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

以上のことから、個人の氏名等、法人の取引状況、法人等の言動、部活動の状況及び所見は、条例第7条第6号に該当する。

ウ 法人の印影について

法人の印影は、前記(4)で述べたとおり、条例第7条第3号イに該当することから、実施機関の主張する同条第6号該当性について論ずるまでもなく、不開示情報に該当する。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 実施機関が開示しないこととした部分
<p>文書 1 特定の高等学校野球部監督へのお問い合わせについて（平成 26 年 2 月 27 日付け）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、心身の状況、成績及び財産の状況 ・学校法人名 ・当該生徒の学校生活の状況 ・個人の言動が分かる部分 ・その他個人を識別できる部分 ・法人等の言動が分かる部分 ・部活動の状況 ・校長及び監督の所見
<p>文書 2 特定の高等学校野球部体罰問題のお問い合わせについて（平成 26 年 3 月 7 日付け）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、心身の状況、成績及び財産の状況 ・学校法人名 ・当該生徒の学校生活の状況 ・個人の言動が分かる部分 ・その他個人を識別できる部分 ・法人等の言動が分かる部分 ・部活動の状況 ・校長及び監督の所見
<p>文書 3 特定の高等学校野球部体罰の疑いについて（平成 26 年 3 月 20 日付け）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、心身の状況、成績、財産の状況、職名及び年齢 ・学校法人名 ・当該生徒の学校生活の状況 ・個人の言動が分かる部分 ・その他個人を識別できる部分 ・法人の印影 ・法人等の言動が分かる部分 ・部活動の状況 ・校長の所見
<p>文書 4 特定の高等学校野球部監督への疑いについて（平成 26 年 4 月 4 日付け）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の氏名、印影、心身の状況及び職名 ・メールの内容 ・当該生徒の学校生活の状況 ・個人の言動が分かる部分 ・法人の印影 ・法人の取引状況について分かるもの ・部活動の状況

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.11.11	諮問
28. 1. 22	実施機関から不開示理由説明書を受理
28. 1. 27	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
28. 6. 2 (第490回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28. 8. 25 (第497回審査会)	審議
28. 9. 15 (第499回審査会)	審議
28.11.24	答申